令和８年度愛媛地方最低賃金審議会第１回小委員会　議事録

日時

令和８年７月 15 日（水）13：26～14：00

場所

愛媛労働局会議室

（松山市若草町４番地３　松山若草合同庁舎６階）

出席者

公益代表委員

　井上委員長、五領田委員長代理、森本委員

労働者代表委員

　高橋委員、竹箇平委員、寺田委員

使用者代表委員

　小池委員、西岡委員、村上委員

事務局

　沖田労働基準部長、小玉賃金室長、髙尾賃金指導官、河端賃金係長

議題

１　開　会

２　委員長及び委員長代理の選任について

３　愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性について

４　その他

５　閉　会

議事

○賃金室長

ただ今から、愛媛地方最低賃金審議会小委員会を開催いたします。

皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は本年度、第１回目の小委員会となりますので、委員長、委員長代理が選任されるまでの間は、事務局で議事を進行いたします。

本日は、委員全員に出席いただいておりますので、委員会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は公開としております。傍聴される方は、注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

はじめに、この小委員会は、資料６ページの運営要綱第２条に「特定の問題について審議を行う」とありますように、「特定最賃の各産業別賃金の改定の必要性の有無」を審議するために、設置された委員会でございます。

次に、配布資料について、本日配布させていただきました第１回小委員会資料以外に、７月２日の本審で配布した別冊資料も持参をお願いしています。

いずれの資料も右下のページ数をお示しして説明をさせていただきます

なお、別冊資料は、申出人を構成する労働組合の協定内容など個別企業や労働組合の情報が含まれる非公開資料ですので、取り扱いに御留意願います。

それでは、議事項番２「委員長及び委員長代理の選任について」に入ります。

小委員会運営要綱第３条第２項により、「委員長及び委員長代理は、公益代表委員において協議を行い選任する。」となっております。

公益委員の皆様で、既に御協議いただいていると伺っておりますので、協議結果の発表をお願いいたします。

○井上委員

協議の結果、委員長に私、井上、委員長代理に五領田委員となりました。

○賃金室長

ありがとうございます。協議の結果、委員長は井上委員、委員長代理は五領田委員と決定いたしました。

（委員長、委員長代理の名札を両委員の名札の横に置く）

○賃金室長

それでは、以降の進行を井上委員長にお願いしたいと思います。

○井上委員長

委員長を務めさせていただきます井上です。よろしくお願いします。皆様には例年にも増して慎重な御審議、そして難しい御判断をいただくこともあろうかと思いますが、円滑な審議に御協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、議事次第に従って議事を進めます。

議事項番３「愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性について」に入ります。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、個別の事業所の「賃金体系」、「労使協定や労使確認書の内容」、「労働契約の内容」など、企業や労働者に係る具体的な情報を提示しながらの審議となります。

これらの企業経営上の具体的な情報は公開することが難しいため、本件の審議は、小

委員会運営要綱第９条及び「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」第３条第１号の「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合」に該当すると思われます。
　このため、非公開としたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

（一同同意）

○井上委員長
　それでは、本件の審議は非公開といたします。傍聴人の皆様には、ここで御退席いただきますようお願いします。

（以降具体的な必要性の有無の審議）

○事務局
　特定最低賃金改正手続きの概要を説明した後、申出書形式審査を行った結果、４業種とも要件を満たしていることを説明した。

○使用者側
　改正の申し出があった４業種の特定最賃の改正の必要性に対し、一応の結論は、業界の魅力向上と人材確保の観点から、地域別最低賃金に上乗せする形の特定最低賃金には一定の意義があり、地域の基幹産業としても対応は必要との考えで、総合的な視点から改正やむなしとするものの、企業経営の現状からは、原材料費、人件費、エネルギーコストの上昇、消費の低迷など、あらゆる角度から負担が急増しているため、賃金水準の引き上げは、中小企業の支払能力や経営実態にも十分配慮した議論が必要であるとし、各業種の実情の説明を行った。
　紙、パルプ製造業最低賃金については、関係使用者としては、特定最賃制度自体が屋上屋を重ねる制度であり、特に近年の急激な地域別最低賃金の引き上げに伴って、ますますその傾向が強くなっており、本制度の効果を疑問視し、制度自体を見直すべきという基本スタンスを持っているうえで、以下、具体的な説明を行った。
　紙、パルプ製造業においては、ＩＴの進展に伴い、紙ベースでの書類のやり取りからＩＴ機器でのやり取りに変化するなどオフィス需要の減少のほか、新聞や書籍を電子媒体で読むといった消費行動の変化で、グラフィック用紙離れが進んでおり、コロナ禍による在宅勤務等により拍車がかかり、今後も続くものと思っている。
　紙の生産量が 358 万トンで最大であった 2008 年の生産のうち、67%（240 万トン）を占めていたグラフィック用紙が、2025 年には総生産量 244 万トンの 40%（97 万トン）まで激減したことから、近年グラフィック用紙生産用機械の停機や廃棄、段ボールや衛

生用紙などへの生産品種の転換、セルロースナノファイバーなどの新素材の活用に取り組んではいるものの、資金面・販売面・技術面などの課題が山積みしており、一朝一夕にはかなわない実情がある。

紙、パルプ製造業は、原燃料を海外に依存し、販売先は内需中心であるため、ウクライナ紛争や中東情勢の影響による資材及び原燃料の高騰により非常に厳しい経営環境となっており、為替相場の円安傾向も、単独企業では如何ともし難いコストアップになっている。

価格転嫁の面においても、製品価格への転嫁率は50%程度であるほか、供給先のコストアップにつながることから、紙使用量の減少や単価の安い品種への変更といった負のスパイラルに陥っている。

紙、パルプ製造業は、装置産業であり効率化の観点から、昼夜連続操業が基本で、４直３交替制などの交替制で対応しているが、近年の若年層からは、平日勤務以外は敬遠される傾向が顕著である。高度成長期では交替手当や深夜手当などによって昼勤のみより収入が多く得られるので交替勤務を希望する労働者も多くいたが、現在は、賃金の多寡より友人知人と一緒に休日を過ごしたいと考える若年層が多くを占め、人材確保が一段と難しい状況となっている。

加えて、一昨年の大手洋紙製造企業の民事再生法申請という報道も業界においては非常に衝撃的だった。家庭紙事業や一部工場・倉庫などについては他社への売却が決まったものの、現時点での状況を把握できず、７月末の再延長期限を迎えようとしており、これは、紙、パルプ製造業そのものの事業継続について新規参入の魅力が低いと考えられ、そういった実情の中で、当業界においては、最低賃金改正よりも雇用維持に注力せねばならない不安定な状況である。

ついては、改正やむなしとするが、金額審議においては、先ほど述べた実情も十分に踏まえた審議をお願いする。

次にはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の特定最賃については、大手の発注企業において、原材料価格の上昇分に加え、エネルギーコストや人件費の上昇分を製品価格に転嫁してもらえる動きは以前より出ているが、コストの増分を十分に価格へ転嫁しきれるまでの状況ではなく、事業環境は厳しい状況にある。

また、建設機械や半導体製造装置などの分野では、いわゆるトランプ関税の影響を受けて、業務量が大きく減少している企業もある。

このように経営的には厳しい実情があるが、一方で、ほとんどの企業が人材不足に苦しんでいることから、業界の地位向上が必要であり、そのためには、それなりの賃金を払うことが必要であるとの考えから、改正の必要性ありとするのもやむを得ないものと考えている。

次は、電子部品・デバイス・電子回路関係の特定最賃については、この業種の令和７年度の特定最賃の金額は1,107円で、香川県における1,090円よりも若干高めの設定に

なっている。
　これは過去に存在したこの業種の大手事業所の賃金単価がベースとなり、高い水準のまま推移したからと思われるが、こうした大手事業所の多くが撤退した現状をみると、この水準が本当に地域の実情に相応しているのかといった点については、十分に検討する必要があるものと考えている。
　業界の状況としても、原材料価格が高騰し、エネルギー価格も高止まりしている中で、十分な価格転換ができず自社においてコスト増を吸収しているのが実情である。
　しかしながら、人手不足感が続いており、大手企業においては人材確保のために賃上げを進めているので、これらの動きに追いついていかないと人材は集まらない。
　従って、中小にとって賃上げは厳しいところであるが、人材確保の意味でも必要性ありとするのもやむを得ないものと考えている。
　最後に船舶製造・修理業関係の特定最賃については、造船業界は現状では手持ち工事は確保できているものの人材確保に苦慮している。
　造船業は、労働集約型の産業で、特に小規模な事業所では、上昇したコストを十分に転嫁できないこともあり、賃金引き上げによる経営への影響は非常に大きいが、そうした中でも、賃金を引き上げ、福利厚生も充実させて、魅力ある産業にしなければならないと考えている。
　造船業は今治を中心に地域を代表する基幹産業であり、業界として、厳しいながらもそれなりの賃金を支払う必要性があるものと考えており、改正の必要性ありとするのもやむを得ないと考えている。

○井上委員長
　御意見ありがとうございました。
　愛媛県特定最低賃金４業種について、改正決定の必要性の有無について、「必要性有り」との使用者側の御意見を確認させていただきました。
　いずれも、「改正決定の必要性有り」という御意見をいただきましたので、その旨本審に報告いたします。
　それでは、事務局が報告書を作成しますので、しばらくお待ちください。

（報告書を作成）
（委員長が報告書内容を確認）
（報告書を各委員に配布）

○井上委員長
　それでは、再開いたします。
　事務局から今後の流れの説明をお願いします。

○賃金室長
本日、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、審議した結果、労働者側から申出のあった４業種とも「改正の必要性有り」となりました。
よって、7月 28 日の第２回本審において、会長あて文書で報告を行い、会長より答申をいただくこととなります。
事務局からの説明は以上でございます。

○井上委員長
次に議事項番４「その他」です。
あらかじめ用意された議題はすべて終了しておりますが、他に質問等がございましたらお願いします。

（発言なし）

○井上委員長
最後に、事務局から連絡事項があります。

○賃金室長
すでに案内をしておりますが、第２回本審は、7月 28 日（火）13 時 30 分、若草合同庁舎７階共用大会議室で開催となります。
公益委員の皆様は、第２回本審前の 13 時 00 分から、７階共用小会議室で、公益委員会を開催しますので、よろしくお願いいたします。
第２回本審において、特定最低賃金の金額審議について諮問が行われます。つきましては、専門部会委員の皆様の推薦の御準備をお願いいたします。
委員には、第１回特定最低賃金合同専門部会の開催日について第１候補の９月 25 日のほか、28 日、29 日の日程確認をしたいと考えております。
また、併せて第２回以降の各業種の専門部会の日程調整を行わせていただく予定としております。
よろしくお願いいたします。
以上です。

○井上委員長
以上をもちまして、第１回小委員会を終了いたします。
皆様、ありがとうございました。